

墨田区高齢者個室借上げ住宅条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由

第7次地方分権一括法に基づく公営住宅法の一部改正に伴い、公営住宅に入居している認知症患者等の収入報告義務が緩和できることになったことを踏まえ、高齢者個室借上げ住宅に入居している認知症患者等の収入報告義務を緩和する必要がある。

2 改正内容

入居者が認知症患者等で、収入報告等が困難と認められる場合、官公署の書類の閲覧等により、区が必要な情報収集を行い、収入状況を把握し、使用料を決定できることとする。

3 施行期日

本年4月1日から施行する。